

香川県条例第64号

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び香川県職員定数条例の一部を改正する条例

(香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(病院事業の設置)</p> <p>第1条 略</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td><td style="width: 50%;">位 置</td></tr> <tr> <td>香川県立中央病院</td><td>高 松 市</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>香川県立白鳥病院</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 略</td><td></td></tr> </table> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県立中央病院駐車場の使用料の金額は、1台につき<u>30分当たり100円</u>を超えない範囲で管理者が定める額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表（第1条関係）</p>	名 称	位 置	香川県立中央病院	高 松 市	略		香川県立白鳥病院	略	2 略		<p>(病院事業の設置)</p> <p>第1条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を次のとおり設置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td><td style="width: 50%;">位 置</td></tr> <tr> <td>香川県立中央病院</td><td>高 松 市</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>香川県立白鳥病院</td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県立がん検診センター</td><td>高 松 市</td></tr> <tr> <td>2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。</td><td></td></tr> </table> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県立中央病院駐車場の使用料の金額は、1台につき<u>25分当たり、100円</u>を超えない範囲で管理者が定める額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表（第1条関係）</p>	名 称	位 置	香川県立中央病院	高 松 市	略		香川県立白鳥病院	略	香川県立がん検診センター	高 松 市	2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。	
名 称	位 置																						
香川県立中央病院	高 松 市																						
略																							
香川県立白鳥病院	略																						
2 略																							
名 称	位 置																						
香川県立中央病院	高 松 市																						
略																							
香川県立白鳥病院	略																						
香川県立がん検診センター	高 松 市																						
2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名 称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">規 模</th> </tr> <tr> <th style="width: 65%;">診 療 科 目</th> <th style="width: 20%;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県立中央病院</td> <td>内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、小児外</td> <td style="text-align: center;"><u>531床</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 模		診 療 科 目	病床数	香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、小児外	<u>531床</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名 称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">規 模</th> </tr> <tr> <th style="width: 65%;">診 療 科 目</th> <th style="width: 20%;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県立中央病院</td> <td>内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射</td> <td style="text-align: center;"><u>631床</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 模		診 療 科 目	病床数	香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射	<u>631床</u>						
名 称		規 模																					
	診 療 科 目	病床数																					
香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、小児外	<u>531床</u>																					
名 称	規 模																						
	診 療 科 目	病床数																					
香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射	<u>631床</u>																					

	科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科
略	
香川県立白鳥病院	略

規模欄の内容は、計画中のものを含む。

	線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科
略	
香川県立白鳥病院	略

規模欄の内容は、計画中のものを含む。

(香川県職員定数条例の一部改正)

第2条 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
知事の事務部局の職員	知事の事務部局の職員
(1) 知事の事務部局の職員 ((2)に掲げる職員を除く。) 2,710人	(1) 知事の事務部局の職員 ((2)に掲げる職員を除く。) 2,710人
(2) 保健医療大学の職員 69人	(2) 保健医療大学の職員 69人
議会の事務部局の職員 35人	議会の事務部局の職員 35人
教育委員会の事務部局の職員 221人	教育委員会の事務部局の職員 221人
選挙管理委員会の事務部局の職員 1人	選挙管理委員会の事務部局の職員 1人
人事委員会の事務部局の職員 13人	人事委員会の事務部局の職員 13人
監査委員の事務部局の職員 13人	監査委員の事務部局の職員 13人
労働委員会の事務部局の職員 7人	労働委員会の事務部局の職員 7人
収用委員会の事務部局の職員 4人	収用委員会の事務部局の職員 4人
海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人	海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人
水道局の職員 88人	水道局の職員 88人
病院局の職員 1,175人	病院局の職員 1,137人
計 4,337人	計 4,299人
2 略	2 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中香川県立病院事業の設置等に関する条例第1条第1項の改正規定及び同条例別表香川県立がん検診センターの項を削る改正規定は、平成26年4月1日から施行する。